

市民相談(4月分)

秘密厳守・無料  
同一内容の相談は原則1回  
場 市役所1階北エリア  
市民相談室101・102  
問 広報広聴課  
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

弁護士  
毎週木曜日13:00~16:30(1人30分・先着14人)  
予 前日水曜日の13:00から  
注 前日が休日の時は当日9:00から  
司法書士※予  
第2・3・4火曜日13:00~16:00(1人25分・先着14人)

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など  
司法書士・土地家屋調査士※予  
第2水曜日13:00~15:00(1人30分・先着各4人)

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など  
税理士※予  
第2金曜日13:00~16:00(1人30分・先着6人)

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など  
行政書士※予  
第1火曜日13:00~16:00(1人30分・先着6人)

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など  
宅地建物取引士※予  
第1火曜日13:00~16:00(1人30分・先着6人)

※予 前週の実施日13:00から。受付が休日の時は翌開庁日の13:00から  
行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など  
行政相談委員  
第4火曜日10:00~12:00  
予 電話で前日までに

持ち込みごみは予約制  
クリーンセンターにごみを持ち込む場合は予約が必要です。当日の受け付けはできません。必ず2営業日前までに予約をしてください。  
持ち込みごみ予約ダイヤル  
TEL 06・6991・5004

平成30年度国民年金保険料

平成30年度分の定額保険料は、前年度より150円引き下げられ、月額1万6千340円となります。なお、付加保険料は従来どおり月額400円です。

国民年金保険料免除・納付猶予

国民年金制度は20〜60歳までの40年間加入し、保険料を納付することが必要ですが、所得の減少や離職などで経済的に納付が困難な場合は、保険料の「免除・納付猶予制度」を利用していただく。  
免除申請は、申請月から2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。  
▽免除の審査は、申請期間に対応する、本人、配偶者および世帯主の前年所得に基づき、納付猶予は本人および配偶者の前年所得に基づき、日本年金機構で行います。免除や猶予が承認されない場合もあります。  
▽本人、配偶者および世帯主が離職などに該当する場合は「雇用保険受給資格証」または「離職票」などの写しを添付してください。  
▽一部免除が認められても残りの保険料を納められると未納扱いになり、

年金受給資格期間には算入されません。一部免除が認められた残りの保険料は必ず納付してください。  
▽一部免除期間の老齢基礎年金額は、全額を納めた場合に比べ減額されます(半額免除の場合は4分の3が年金額に反映)。また「納付猶予」された期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間には含まれますが、年金額には算入されませんので注意してください。  
▽学生納付特例は大学・短期大学・大学院・専門学校・専修学校など(専門学校については、対象校にならない場合があります)の20歳以上の学生で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。  
▽猶予期間は老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には算

入されません。  
▽申請には学生証(コピー可)・年金手帳を持参し、「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。なお、年度ごとに申請が必要となりますので注意してください。これら免除や猶予などを受けた期間中に障害や死亡といった不慮の事態になった場合でも、受給資格があれば障害基礎年金などや遺族年金が支給されます。また、免除や猶予などを受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(3年目以降は経過期間に応じた加算額が上乘せされます)。  
申・問 総合窓口課 年金担当  
TEL 06・6992・1524  
守口年金事務所  
TEL 06・6992・3031

認知症は早期発見・対応が大切  
4月から認知症初期集中支援チーム(愛称:オレンジチームもりぐち)を設置します。支援チーム員は、医師や看護師、地域包括支援センター職員などで構成されています。  
オレンジチームもりぐちでは、認知症または認知症の疑いのある人やその家族を、医療・介護の専門職が訪問し、本人や家族の希望を伺いながら、認知症に関する情報提供や、適切な受診や介護サービスにつなげるなどの支援を行います。

対 40歳以上で自宅で生活し、認知症が疑われる人や認知症の人で、次の①〜④のいずれかに該当する人  
① 認知症の診断を受けていない  
② 継続的な医療を受けていない  
③ 介護保険サービスに結びついていないまたは中断している  
④ 認知症の症状が強いため対応に困っている  
迷ったときは、小学校区担当地区の地域包括支援センターに相談してください。  
▽よつば(旧大久保・旧東・梶・藤田・八雲東(大日東町1〜10番))  
問 守口第1地域包括支援センター  
TEL 06・6904・8900  
▽庭窪・金田・佐太  
問 守口第2地域包括支援センター  
TEL 06・4393・8401  
▽八雲・下島

問 守口第3地域包括支援センター  
TEL 06・6908・2808  
▽八雲東(大日東町11番以上)・守口・さつき(旧滝井)  
問 守口第4地域包括支援センター  
TEL 06・4250・7878  
▽さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)  
問 守口第5地域包括支援センター  
TEL 06・6992・1180  
▽寺方南(旧寺方・旧南)・錦  
問 守口第6地域包括支援センター  
TEL 06・6997・3336  
▽この記事について  
問 ぐすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)  
TEL 06・6992・2180  
パブリックコメント実施結果  
「守口市災害廃棄物処理計画」(素案) 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。  
意見の概要と、意見に対する市の考え方につきましては、クリーンセンター、環境政策課、各コミュニティセンターなどの各公共施設やホームページで閲覧できます。  
問 クリーンセンター業務課  
TEL 06・6991・6313  
狂犬病予防注射と犬の登録  
狂犬病予防注射(毎年1回)と犬の登録(犬の生涯に1回)は法律で義務付

表1 集合注射実施予定一覧

月	日	時間	10:30~11:30	13:30~16:00
4	16	(月)	日吉公園(日吉町2丁目11番付近)	八雲西公園(八雲西町1丁目39番付近)
	17	(火)	平代うさぎ公園(平代町11番付近)	南寺方北通2丁目児童公園(南寺方北通2丁目19番付近)
	18	(水)	松月公園(松月町4番付近)	八雲公園(八雲西町4丁目16番付近)
	19	(木)	橋波公園(西郷通1丁目4番付近)	佐太中央公園(佐太中町6丁目6番付近)
	20	(金)	藤田南公園(藤田町5丁目13番付近)	大久保公園(大久保町4丁目2番付近)
	21	(土)		大日南公園(大日東町28番付近)
	23	(月)	東町1丁目第2児童公園(東町1丁目5番付近)	大久保西公園(大久保町1丁目3番付近)
	24	(火)	佐太第1東公園(佐太東町1丁目1番付近)	大日東公園(大日町3丁目35番付近)
	25	(水)	八雲東公園(八雲東町2丁目39番付近)	金田町2丁目児童公園(金田町2丁目45番付近)
	26	(木)	南寺方公園(南寺方東通2丁目2番付近)	大枝公園(西側)(松下町1番付近)
	27	(金)	大宮南公園(大宮通4丁目6番付近)	土居公園(梅園町4番付近)
	28	(土)		大宮公園(市民保健センター裏)(大宮通1丁目13番付近)

けられています。  
狂犬病は、発病するとほぼ100%死亡する、極めて危険な感染症です。国内での狂犬病の発生を防止するには、犬の登録と予防注射を確実に行うことが必要です。  
集合注射の実施  
時 4月16日(月)〜28日(土)(22日(日)を除く(表1))  
備 雨天決行

表2 守口市委託動物病院一覧

病院名	住所	電話(06)
岡部動物病院	八雲中町1-15-7	6906-5141
奥田動物病院	大枝北町10-4	6996-1965
きんだ動物病院	金田町6-21-17	6900-1011
京阪動物病院	金田町1-59-12	6900-1551
さわべ動物病院	南寺方南通2-4-21	6994-7220
大日いぬねこ病院	大日東町35-14	6904-5677
パーニー動物病院	馬場町1-4-16	6997-3612
まねき猫ホスピタル	八島町1-15 コラウーペ八島1階	6998-3808
守口パナシア動物病院	大宮通3-16-6	6998-6494

注 電話番号のかけ間違いに注意してください。

犬の登録および予防注射済票の交付窓口の変更

平成29年度まで  
健康推進課(市民保健センター)

平成30年度から  
環境政策課(市役所6階北エリア)

平成30年4月1日(日)から、市民の皆さんの利便性向上のため申請窓口が環境政策課に変わります。

対 生後91日以上の飼犬  
持 狂犬病予防注射実施案内書(封書)  
注 注射料金 3千250円  
▽登録手数料 3千円  
備 会場地図は、市ホームページに掲載表2でも同様に犬鑑札・注射済票を発行可(再交付・転入の手続きは不可)  
問 環境政策課  
TEL 06・6992・1511